



許可番号00418168072

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 宮城県東松島市高松字西風71番地
 トミー・トランスポーター株式会社
 代表取締役 千葉 博義

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和4年8月31日
 許可の有効年月日 令和9年8月30日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を含む。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	○	鉱さい	○
汚泥	◎	がれき類	◎
廃油	○	家畜ふん尿	×
廃酸	○	家畜の死体	×
廃アルカリ	○	ばいじん	○
廃プラスチック類	◎	これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	×
紙くず	◎		
木くず	◎	産 石 綿 汚泥	◎
繊維くず	◎	業 綿 廃 プラ ス チ ッ ク 類	◎
動植物性残さ	○	物 有 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎
動物系固形不要物	×	物 がれき類	◎
ゴムくず	◎	水銀使用製品産業廃棄物	◎
金属くず	◎	水銀含有ばいじん等	×
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎	自動車等破砕物	◎
備考			

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：宮城県東松島市高松字西風64-2

面積：1,192平方メートル，うち保管面積：207平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類）	4	—
廃プラスチック類（石綿産業廃棄物を除く。）	8	—
紙くず	4	—
木くず	8	—
繊維くず	4	—
ゴムくず	4	—
金属くず	16	—
石綿含有産業廃棄物（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	4	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）	16	—

石綿含有産業廃棄物（がれき類）	8	—
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	8	—

(2)所在地：宮城県東松島市高松字西風65-1
面積：840平方メートル，うち保管面積：150平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	8	—
紙くず	8	—
木くず	16	—
繊維くず	2	—
ゴムくず	2	—
金属くず	8	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）	8	—
水銀使用製品産業廃棄物	2	—

(3)所在地：宮城県東松島市高松字西風68-1
面積：11,912平方メートル，うち保管面積：12,58平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）	9	—
石綿含有産業廃棄物（汚泥）	2	—

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成24年8月31日許可

平成29年6月19日変更許可（「（積替え又は保管行為を含む。）廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。廃プラスチック類，金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは，自動車等破砕物を含む。）」の追加）

平成29年8月31日更新許可

平成31年3月7日変更届（積替え保管行為に汚泥を追加したことにより許可証書き換え）

令和4年8月31日更新許可

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。